



今年に入り、自転車を利用中の交通死亡事故は
長野県内で5件。
このうち松本市内で3件発生しており、
高齢者2人、高校生1人の尊い命が失われています。
(令和4年5月末現在)

自転車のルール遵守と安全な利用を

●問い合わせ 自転車推進課 (東庁舎4階 ☎34-3245 📠34-3202)

自転車のルール・マナーを守りましょう

自転車は、運転免許のいない身近な交通手段ですが、自動車やバイクと同じ「車両」です。平成29年から令和3年までの県内自転車事故の統計によると、**自転車事故の約7割は、自転車側のルール違反や間違った運転が原因**で起きています。また、自転車事故による死者のうち**致命傷の6割が頭部の怪我**によるものです。自転車乗車中にヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、着用していた場合と比べて2.2倍高くなっています。自転車を安全に利用するために、通行ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう。



交差点では「一旦停止」



自転車事故の多くは、交差点やその付近で発生しています。「一時停止」の標識のある場所はもちろんのこと、標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず一時停止し、左右の安全を確認しましょう。

危険！ながら運転

スマートフォンや携帯電話を使いながらの運転は、運転者の視野を妨げたいへん危険ですので、やめましょう。また、イヤフォンを利用して音楽を聴くなど、周囲の音が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。



7月22日(金)～31日(日)は

夏の交通安全やまびこ運動

これから夏休みや行楽期を迎え、交通事故が多発する季節になります。車も自転車も運転する際は、思いやりをもった親切な運転で、交通事故防止に努めましょう。

スローガン **信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道**

- 運動の重点
- ①夏休みの子供の交通事故防止
 - ②自転車のルール遵守と安全利用
 - ③高齢者と歩行者の交通事故防止
 - ④飲酒運転を始めとする悪質・危険な運転の根絶

